

## ジャポニスム学会理事会運営のための内規

理事会運営の一貫性と効率性の確保のため、理事会は下記の内規および付則を定める。

### 一、委嘱委員（2012年6月2日理事会決定）

理事会はその決議を経て、次に掲げる業務を、任期を定めて学会役員以外の学会員に委託することができる。例会、シンポジウム、研究会の企画および運営等。

以上